

声 明

本日、大津地裁（大西直樹裁判長）は湖東記念病院人工呼吸器事件再審裁判において、再審被告人の西山美香さんに無罪判決を言い渡した。判決は、西山さんに虚偽の自白を強要した捜査のあり方を厳しく断罪し、自白調書を証拠から排除した。裁判所が西山さんの無実の叫びに耳を傾けてこなかったことを反省するとともに、冤罪を生まないための刑事司法改革の必要性にも言及したことを高く評価する。

本日の無罪判決は、弁護団による粘り強い丹念な弁護活動、地元・彦根の中学時代の恩師である先生方はじめ全国に広がった支援運動および、マスコミの系統的な報道が相まって世論に訴え、裁判所を動かした結果である。そして、諦めることなく無実を訴え続けてきた西山さんご両親、親族のみなさんに心より敬意を表する。

本件は2003年5月22日、旧湖東町の湖東記念病院に入院していた高齢男性患者が死亡したことについて、患者の人工呼吸器のチューブを外して殺したとして当時23歳の看護助手の西山美香さんが逮捕され、殺人罪で懲役12年の刑を受けた事件である。

確定判決は、警察の意図的な誤った情報を前提にした解剖医の、呼吸器のチューブが外れたことから酸素供給途絶による心停止であるとの死因特定を事実認定の基礎としたが、チューブは外れていなかった。事実認定のもう一つの根拠としたのは、自白であるが、西山美香さんは発達障害から、相手の話しに迎合しやすい特性があり、取調べ態度への誤解により好意をもった取調べ刑事にいわれるままウソの自白を重ね続けたものであった。本件は西山さんの犯行と断定する物的証拠はなく、自白のみで有罪になった事件である。

再審になって、弁護団の請求による証拠開示で、死因は呼吸器のチューブに痰が詰まって、徐々に酸素が不足して心臓が停止した可能性が充分ある、と解剖医が説明している捜査報告書の存在が明らかとなった。警察は、早い段階で患者の死因に関する医師の所見を把握しながら、この捜査報告書を検察庁に送致していなかったことも判明した。この証拠が検察に送致されていれば、西山さんは起訴されることはなく、刑事裁判そのものが始まらなかった可能性が充分あった。

第二次再審即時抗告審において大阪高裁刑事二部（後藤眞理子裁判長）は、患者の死因について自然死の疑いを認め、さらに西山さんの自白の信用性を否定し、2017年12月20日、再審開始を決定したが、検察官は上訴して争い、2018年3月、最高裁で検察官の特別抗告を退けて、再審開始決定が確定した。2019年4月より大津地裁にて本件再審公判が始まったが、検察官は再審開始決定を批判し抵抗した。ところが、2019年10月の進行協議において、突如方針を変更し、新たな有罪立証と証人尋問は行わない、裁判所に年度内判決を求める、と表明した。弁護団は、一刻も早く西山さんを刑事被告人の立場から解放するため、迅速な審理に同意した。そして検察は、2020年2月3日の再審初公判においても変更した方針を維持し、同年2月10日の公判において求刑も行わず結審したという経過をたどったものである。

本件の経過は、冤罪犠牲者を早期に救済するために、再審における全面的証拠開示、再審開始決定に対する検察官の不服申立を禁止するなど、再審におけるルールを確立するために法改正が喫緊の課題であることを示している。

私たちは、検察が無罪判決を真摯に受け止め直ちに控訴を断念するとともに、長年に渡る西山さんへの人権侵害について謝罪することを強く求める。同時に、こうした冤罪犠牲者を早期に救済するために、警察・検察の手持ち証拠の全面開示と検察の再審開始決定に対する上訴禁止を中心とする再審法改正に向けてさらなる運動を続けることを表明するものである。

2020年3月31日

西山美香さんを支える会
日本国民救援会中央本部
日本国民救援会滋賀県本部
再審・えん罪事件全国連絡会